

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
令和元年6月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900002号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900012号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年8月25日から昭和56年2月2日まで

私は、昭和55年8月25日頃にA社C支店に正社員として入社後、昭和56年2月頃に同社D支店に転勤し、昭和57年2月末日に退職するまで、同社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和56年2月2日となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、昭和55年8月25日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和55年8月25日頃にA社に入社したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本においても、同社は既に清算終了していることが確認できる上、当該商業登記簿謄本において確認できる請求期間当時の代表取締役を含む複数の元取締役のうち、回答があった者は全て、請求者の勤務期間及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除については、当時の資料がないため不明である旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が名前を記憶していた上司及び同僚並びにA社において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したものの、請求者の同社における勤務期間について具体的な回答を得られないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、上記同僚のうち請求者が、同社C支店における入社時期が自身とほぼ同じ頃だったと記憶している者の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、請求者の資格取得日より数か月後であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。